



みんなの図書館



郡家図書館 八頭町宮谷256-4 ☎72-6660
船岡図書館 八頭町船岡539-1 ☎72-3970
八東図書館 八頭町北山48-1 ☎84-6622

ページID 0002215



<https://www.town.yazu.tottori.jp/site/library/>

【郡家図書館】

～夏休み子ども向け講座～

「じぶんだけの生きもののずかんを作ろう!」

八頭町にはどんな生きものがいるのかな?図書館のまわりで生きものを観察し、気に入った生きものを図書館の本で調べて、オリジナル図鑑を作ってみよう!

講師 小宮 春平さん(八頭町地域おこし協力隊)

日時 7月26日(土)10:15～11:45

対象 保育園年長～小学生
(8組/申込先着順)

※小学校低学年までは保護者同伴でご参加ください。

申込み・問い合わせ 郡家図書館
☎72-6660

申込み受付 7月1日(火)10:00～

※当日は汚れてもよい服装でおこしください。



【船岡図書館】

図書館短歌教室

ことばで思いをつづるひととき。
短歌の楽しさを味わってみませんか?
講師は、令和6年度「鳥取県文化功労賞」を受賞された北尾勲先生です。初めての方もお気軽にご参加ください。

日時 7月17日(木)13:30～15:00

場所 船岡地区公民館 2階

講師 北尾 勲先生
(鳥取県歌人会顧問)

対象 大人(定員10名)

持ち物 筆記用具

申込期限 7月10日(木)

参加方法 1人2首まで作り、7月10日
必着で船岡図書館へお届けください。

問い合わせ 船岡図書館
☎72-3970



【郡家図書館・船岡図書館・八東図書館】

夏休みこども図書館クイズラリー

夏休みは図書館で楽しくクイズに挑戦しよう!図書館のあちこちにクイズがかくれているよ。館内を探検しながら答えを見つけてみてね!みんなの参加を待ってるよ!

期間 7月18日(金)～8月24日(日)

※船岡、八東は23日(土)まで

7月 カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

■全館休館日 ○船岡・八東休館日
〈開館時間〉 10:00～18:00

あたまイキイキ音読教室

※申込みが必要です。

郡家図書館 7月25日(金)
10:30～11:15
船岡図書館 7月30日(水)
10:30～11:15
八東図書館 7月17日(木)
10:15～11:00

新しく入った本

郡家図書館

- ① 武闘刑事 … 中山 七里
- ② 新本所おけら長屋 3 … 畠山 健二
- ③ あの国の本当の思惑を見抜く地政学 … 社会部部長
- ④ 能力主義をケアでほぐす … 竹端 寛
- ⑤ なぜ「妻の一言」はカチンとくるのか? … 岡野 あつこ
- ⑥ 私立探検家学園 5・6 … 斉藤 倫

船岡図書館

- ① 初瀬屋の客 狸穴屋 お始末日記 … 西條 奈加
- ② 19号室 … マルク ラーベ
- ③ MLB選手名鑑&球場ガイド 2025
- ④ シルバー川柳 笑いの万博編
- ⑤ やなせたかし おとうとものがたり … やなせ たかし
- ⑥ 海の生きものつかまえたらどうする? … 杉本 幹

八東図書館

- ① リストランテ・ヴァンピーリ … 二礼 樹
- ② 織部の妻 … 諸田 玲子
- ③ 葉に頼らずのびのび育てる! こども薬膳 … さとう あい
- ④ NHK3か月でマスターする絵を描く … 柴崎 春通 講師
- ⑤ わかったさんのチョコレート … 寺村 輝夫 原案
- ⑥ みっちりつぶつぶとうもろこし … いわさ ゆうこ

*他館所蔵のものはお取り寄せできます。

*貸出中の場合はご予約ください。(インターネットからも予約ができます)

7月10日～8月9日は「部落解放月間」です

人権作文集

つながる心

八頭町人権教育推進協議会 学校教育部で毎年作成している「つながる心」から、保育所の部として掲載している保育園児のつづやきを紹介します。

けんかをしないために 五歳児

反戦の絵本『ひろしまのピカ』、『まつくろなおべんとう』を見て、保育者が実際にあったことだと伝え、話し合いをする。

A児 「爆弾は嫌だな。」

どうして爆弾を落とすのかな。」

B児 「けんかするから。」

保育者 「どうしたらけんかしないようになるかな。」

なるかな。」

C児 「仲良くする。」

D児 「友だちのことを考える。」

A児 「友だちにやさしくする。」

(第19集より)



●人権推進課 ☎84-1228

1969年7月10日に「同和対策事業特別措置法」が施行されたことを受けて、鳥取県では翌1970年から、毎年7月10日～8月9日を「部落解放月間」と定めています。

この期間中、県内の市町村や関係機関が連携し、講演会や研修会など、部落差別の解消を目指すさまざまな啓発活動を行っています。

部落差別をなくすための行動へ

現代社会においてもなお、同和地区(被差別部落)に対する忌避意識から、結婚や就職で不当な扱いをしたり、住宅購入時に同和地区であるか調べるような差別的行為が起こっています。

また近年では、インターネット上で差別的な書き込みが増えています。

これらの行為は、すべての人が生まれながらにして持つ基本的人権を侵害しており、決して許されることではありません。差別をなくすためには、まず正しい知識を持ち、一人ひとりが学び続けることが大切です。講演会や研修会などの機会を通じて、差別を見逃さない姿勢や行動へとつなげていきましょう。



ワッペン・リボンで人権を考えるきっかけに

八頭町人権教育推進協議会では、人権について考え、行動するきっかけづくりとして、小中学校・行政機関・企業などに向けて、人権標語が入った「人権啓発ワッペン」と「人権啓発リボン」の着用を呼びかけています。

見かけたら、「人権を大切にしたい」という思いのあらわれだと、ぜひ感じ取っていただければと思います。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。



人権啓発リボン



人権啓発ワッペン
(保育所・小中学校に配布しています)

